

低所得世帯に「物価手当」を 新潟県が市町村に対し費用の2分の1助成 新潟県生連の要求が前進



新潟県生活と健康を守る会連合会(新潟県生連)は、6月17日、既に提出した要望書に基づき、物価高騰対策として、生活保護の1.5倍の所得(準要保護世帯)に「物価手当」1人5000円の支給などを求めました。県生連から10名が参加。遠藤玲子県議(共産党)が同席。県福祉保健総務課の担当者が対応しました。

参加者は「物価高は続き、年金は年間3000円引き下げられた。1か月分の米代と同額だ。妻は精神疾患があり食品、化粧品、衣料品などに強くこだわるので、気に入ったものでないとパニック状態になる。その品物を買いつけるために、自分の品は買わない。商品券では電気代、ガス代、水道料は払えない、ぜひとも現金給付を」と求めました。

県担当者は、国の総合緊急対策(4月26日閣議決定)を受け、16日物価高騰の影響を受けている生活者などに対する支援策を公表した。緊急生活支援事業として10億円を予算化し、市町村が実施する生活困窮者への給付金(物価手当)、給食費支援などの費用のうち2分の1を県が助成すると回答しました。支給対象を住民税非課税だけでなく低所得世帯へ広げることについて、まだ調整が残っておりその中で検討するとなりました。

また、必要な生活保護基準の引き上げや一時金支給などを、都道府県知事会を通じて国へ要望していると述べました。

井浦正県生連副会長は「物価手当支給の道が開けた。対象を住民税非課税ではなく生活保護の1.5倍の準要保護世帯まで広げる取り組みを一斉に進める」と話しています。

非課税だけでなく「低所得世帯」を対象にすることを求める

新潟県生連は、「物価手当」(給付金)支給基準は、「低所得世帯」とすることを要求しています。住民税非課税基準は、①生活保護基準より低く、②扶養されている生活保護世帯は仕送りが全額収入認定されるのに対象にならない、③DVで避難している世帯は対象外、などの問題がある。「低所得世帯」は、生活保護基準の1.5倍の所得世帯。医療費、介護や国保の保険料、税金を支払うと生活保護と同程度になるため、支援が必要な世帯です。物価高騰の影響を受けている生活者すべてを対象にした支援が必要です。

以上